

アクティビティノート <第306号>

2022年7月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
 - 1-1 2022年7月度相談受付件数 ……p.2
 - 1-2 受付相談事例および内容の紹介 ……p.3~7
2. ちょっと注目 『子どもの事故に注意』 ……p.8~10
3. コラム 『PETボトル ポリエチレンテレフタレート』 ……p.11~12

TOPICS



子どもの事故に注意

子どもを持つ保護者の方なら経験されるかと思いますが、ハイハイを過ぎて、やがて歩き出し、活動領域が広がってきた丁度その時期と、手当たり次第に何でも口にに入れる時期が重なり、保護者にとっては“目が離せない”状況になります。子ども事故の注意点についてまとめました。



PETボトル ポリエチレンテレフタレート

熱中症の予防には水分補給が欠かせません。外出先でペットボトルに入った冷たい飲み物を買って求める機会も多いのではないのでしょうか。ペットボトル（PETボトル）のPETはポリエチレンテレフタレートのことです。PETボトルについて調べてみました。

1. 相談業務

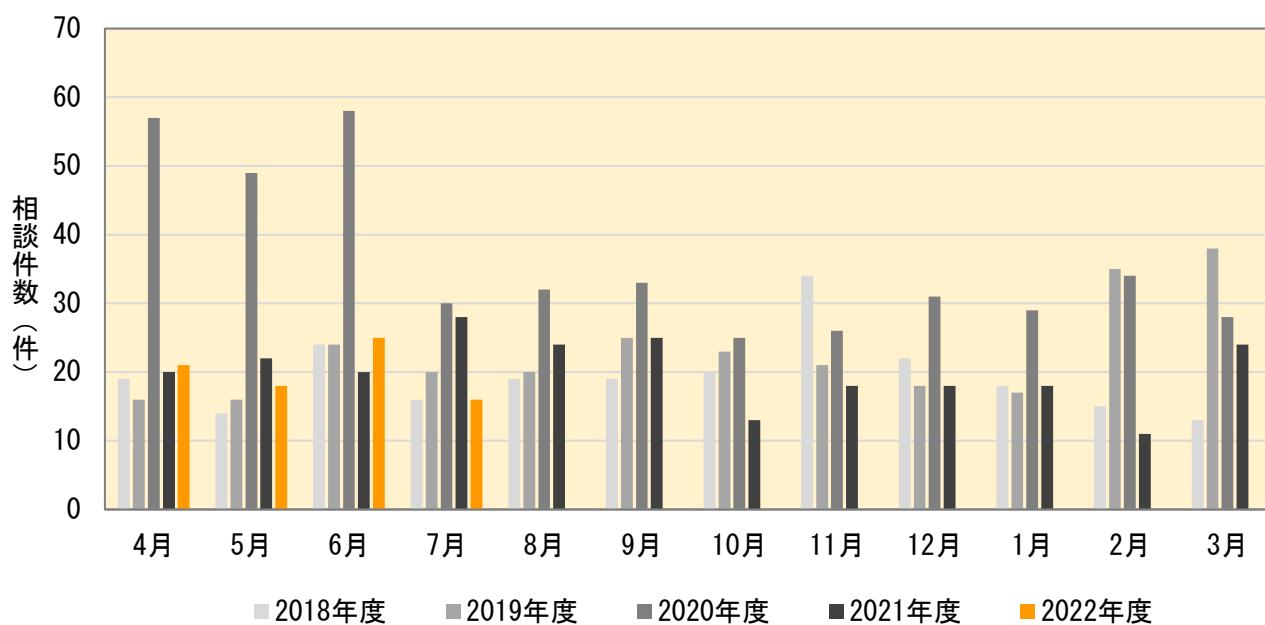
1. 1 相談受付件数

2022年7月度相談受付件数 (6/25~7/26 実働:21日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	1	2	0	5	0	8	50%
消費生活C・ 行政	1	0	0	4	0	5	31%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	3	0	3	19%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	2	2	0	12	0	16	
構成比	13%	13%	0%	74%	0%		100%

相談内容区分(改定 2008年8月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移 (2018~2022年度)

1. 2 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしてしています。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快とを感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合(ガス臭等)は「臭い」とすることにしてしています。

◆事故クレーム関連相談

- ◆ <冷却シートを使用して全身に発疹> 「冷却シートを5日間連続して使用したところ、全身に湿疹が発症した。コロナ禍のため、病院には行っていない。健康被害を受けたためメーカーに損害賠償請求をしたい」との相談を消費者から受けている。化学製品PL相談センターで損害賠償請求をメーカーに対して交渉してもらえるか。〈消費生活C〉

⇒当センターではメーカーとの交渉はできかねます。まずはメーカーに連絡されることをお勧めします。製品と発症した症状の因果関係について、医師の見解もない状況ですので、症状が続くようでしたら医療機関を受診することをお勧めします。医療機関を受診する場合の治療費について事前にメーカーに相談することをアドバイスされてはいかがでしょうか。一般的に身体に使用する製品は、品質に問題がなくても、使用する人の体質や体調などによって皮膚トラブルを生じることがあります。その様な場合には、製品の使用による皮膚トラブルであっても製造物責任を問えないことがあります。

- ◆ <置き型の風呂用防カビ剤を設置後に顔へ湿疹等の症状> ○○社の置き型の風呂用防カビ剤を設置した。その後、8歳の娘が入浴すると口の周りに湿疹、顔が赤くなるなどの症状になった。娘には食物アレルギーがあり、かかりつけ医で処方されている薬を飲んで症状は落ち着いた。今は製品を撤去し、浴室も洗浄をしたため症状はない。今後のために何の成分が合わなかったのかを知るため、○○社に問い合わせたが「成分は社外秘のため教えられない。アレルギーを示す成分がわかるのであれば、その成分が含まれているかは回答できる」との回答であった。製品には香料のみの表示がされている。どのような成分が含まれているかわかるか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは個別の製品の成分などの詳細情報は持ち合わせておりません。置き型の風呂用防カビ剤は雑品扱いとなり成分表示等の法規制はありません。また、消費者からの問い合わせに対する開示義務もありません。製品と症状の因果関係については、医療機関に相談されてはいかがでしょうか。

◆品質クレーム関連相談

- ◆ <携帯電話を充電中に発煙> 息子が携帯電話を充電していたところ、発煙した。拡大被害はないが、発煙時にリチウムイオン電池に使用されている有害な物質を吸い込んでしまったのではないかと心配になった。携帯電話会社○○に問い合わせたが、調べてみないとわからないと言

われている。今後、身体に影響を及ぼすことはないか。〈消費者〉

⇒リチウムイオン電池の電解液には可燃性の有機溶剤が使われています。発煙による電解液の蒸気を少量吸い込んだとしても、一過性のばく露であり量も僅かであると考えられることから有害性は低く過度に心配される必要はないでしょう。リチウムイオン電池は手軽に充電でき、軽いうえに電池としての容量も大きいことで使用されていますが、取り扱いを誤ると発煙・発火など思わぬ事故に繋がる可能性があります。事故の原因は様々ですので、今回の発煙の原因について、今後の再発防止のためにも携帯電話会社〇〇に対して、発煙の原因について調査を依頼して、安全に使用するための説明を受けられてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈フリマアプリのサイトで購入したトレーナーから異臭〉 フリマアプリのサイトで購入した綿素材のトレーナーから化学物質と思われる異常な臭いがする。製品タグ付きの新品ではあるが、保管されていた期間はわからない。出品者に伝えたところ「送付する際には臭いはなかったのですが、宅配業者で臭いが付いたのではないかと」の説明を受けたが納得いかない。臭いの原因物質を分析はしてもらえるのか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは臭いの原因に関する分析などは実施していません。分析が必要であれば、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のウェブサイト「原因究明機関ネットワーク総覧」(<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/list.html>)として、全国の分析機関のリストが掲載されていますので、こちらを参考にされてはいかがでしょうか。ただし、臭いの成分について自己負担で調査分析をすることになります。臭いの感じ方は個人で異なるので、依頼しても成分を特定することは、極めて困難だと思われます。

◆ 一般相談

- ◆ 〈ガーデニング用膝あての変形について〉 「〇〇にてガーデニング用膝あてを購入したが、使用してすぐ変形した。〇〇にクレームとして伝えたところ使用または保管状態によっては変形する場合があると言われたが、納得できない」との相談を受けている。製品の材質や変形することについて対応をお願いしても良いか。〈消費生活C〉

⇒当センターでは個別の製品の成分や形状変化に関する詳細情報は持ち合わせておりません。また、製品の使用または保管状況など詳細は不明とのことですので、変形の原因については現状では分かりかねます。〇〇のホームページに公開されている内容では、材質はEVA製(エチレン酢酸ビニル共重合体樹脂)との記載がありますので、一般的な樹脂の性質などについてご説明することは可能です。

- ◆ 〈車用ワックスの成分分析について〉 「天然カルナバロウ78%とメーカーのホームページにある車用ワックス〇〇を購入した。使用して問題はないが、SNSで〇〇には天然カルナバロウは78%も含まれてなく、25%くらいであるとSNSで発信している人がいた。製品について成分分析をしてほしい」との相談を受けている。化学製品PL相談センターで分析して

もらうことはできるか。また、他に費用負担なく分析してくれる機関はあるか。〈消費生活C〉
⇒当センターでは成分分析などは行なっておりません。お伺いした内容から製品に記載されている表示の妥当性に関わる内容と思われます。費用負担がなく分析してくれる機関は当センターでは分かりかねます。

- ◆ 〈成分偽装の疑惑がある車用ワックスの安全性について〉 「車用ワックス〇〇を使用している。使用において問題はないが、ネット上で個人が発信している情報に、成分のラベル表示を偽装しているとの内容があった。成分を偽装している製品の安全性はどうか」との相談を受けている。具体的な成分名は聴いていないが、化学製品PL相談センターで対応してくれるか。〈消費生活C〉

⇒当センターでは個別の製品の成分や安全性に関する詳細情報は持ち合わせておりません。製品の使用によりどのような被害があったのか不明なので対応については難しく、製品の安全性についてはメーカーが責任を持つ事柄です。一方、成分表示が偽装されている場合は、不当景品及び不当表示防止法(景表法)に抵触する可能性があります。景表法の管轄は消費者庁であり、「景品表示法に関する情報提供・相談の受付窓口」

(<https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/contact/>) が設けられています。現段階ではネットに掲載された内容の真偽のほどはわかりませんが、上記窓口で情報提供することを勧められてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈置き型の風呂用防カビ剤の成分について〉 「〇〇社の置き型の風呂用防カビ剤を購入した。製品の成分表示を確認したところ、香料としか記載されていないため、〇〇社に問い合わせたところ、社外秘のため具体的な成分名は開示できないとの回答であった。成分表示はしなくてもよいものか」との相談を受けているがどうか。〈消費生活C〉

⇒置き型の風呂用防カビ剤は雑品扱いとなり、成分表示等の法規制はありません。また、消費者からの問い合わせに対する成分名の開示義務もありません。メーカーとして、消費者に疑問があることと、より詳しい説明ができるのかを確認されてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈家の前で下水道工事を実施後体調がすぐれない〉 1週間ほど前に家の前で下水道工事が実施された。その際にシンナーが使われ、それ以降、頭痛がして体調がすぐれない。かかりつけ医には緊張性頭痛と言われた。シンナーが原因の頭痛ではないか。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。〈消費者〉

⇒当センターは頭痛の原因を特定できる知見は持ち合わせていません。既に医療機関に相談をされているので、経過や症状などについて再度相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈カセットボンベから取り出したプロパンについて〉 中学生の息子がカセットボンベからペットボトルにプロパンガスを取り出すと液状になるとの実験の動画サイトを見つけた。取り出した液状のプロパンを水槽に入れるとどうなるかとの質問を受けている。どうなるのか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒カセットボンベから取り出す、他の容器の移し替えることなどは絶対におやめください。容器の破裂や可燃性ガスですので爆発事故が起きるなど大変危険です。用途外使用でのア

ドバイスはできかねます。カセットボンベには液化石油ガス(LPガス)が充填されており、その組成はプロパン、ブタンなどが含まれたものです。LPガスは常温常圧では気体ですが、2~8気圧をかけると液体になります。カセットボンベの中では圧縮され液体ですが、取り出すと気化します。

- ◆ <抗原検査キットに含まれるアジ化ナトリウムについて> 自宅にある抗原検査キットの表示を確認するとアジ化ナトリウムと書いてある。手に触れたり舐めたりしないようにと書かれている。これはどのような成分なのか。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。

<消費者>

⇒アジ化ナトリウムは、抗原検査キットの抽出液を防腐するために使用される成分で、0.09%含まれている製品があります。製品の説明書に書かれているとおり、直接手に触れたり、口に入ることが無いよう注意し、手についた場合は洗い流す、口に入った場合は口をすすぐなどを行ってください。体調に異変があれば医師に相談してください。

- ◆ <シロアリ防除の薬剤の残留期間について> 先日、シロアリが発生していないかの確認のため、業者に床下を見てもらった。シロアリは確認されなかったが、床板を開けたためか体中ヒリヒリする感覚になった。30年前、自宅を新築した際にシロアリ防除処理を行っている。当時の薬剤が室内に流れ込んだのではないかと心配になった。シロアリ防除はどのくらいの期間残留しているものか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。<消費者>

⇒シロアリ防除の薬剤の残留期間については当センターではわかりかねます。公益社団法人日本しろあり対策協会のホームページを参考にされてはいかがでしょうか。

- ◆ <シリコーンゴムの安全性について> プレートの持ち手をガスコンロのグリルの中に保管していた。1週間前に、ガスコンロを使用する際に間違えてグリルを点火してしまい、焦げた臭いがしたので気が付いた。プレートの持ち手を見るとシリコーンゴムの部分が、ひび割れている。換気をしてすぐに臭いは消えた。体調に異常はないが、有害なガスが出て室内の壁やモノに残留していることはないか。プレートの持ち手はガスコンロの付属品であるため、ガスコンロメーカー〇〇に問い合わせた。「有害な成分が残留することはなく安全性に問題ないと思うが断言できない」との回答をされた。安全性はどうなのか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。<消費者>

⇒すでに換気もされて臭いも消えたとのことで、また体調にも異常はないとのことで、過度に心配する必要はないと思われます。

- ◆ <家電製品に同梱するシリカゲル乾燥剤の表示について> 家電製品を製造販売しているが、シリカゲル乾燥剤を同梱する予定である。この乾燥剤に「食べ物ではない」との表示が必要か。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。<事業者>

⇒当センターは特定の企業・製品に関連したコンサルティング業務は行っておりません。参考情報として、シリカゲル乾燥剤に記載する内容の表示義務はありませんが、誤飲誤食の恐れが考えられる際に、「食べられない」ことについて消費者への注意喚起を怠った場合には、製造者の責任が問われることとなります。

- ◆ <自動車のエアコン用冷媒ガスについて> 自動車のエアコン用冷媒ガスを補充しようとしたところ、保管していた容器のガスが空になっていた。複数の冷媒ガスを保管しているが、空の製品は初めてである。どこに相談したら良いか。化学製品PL相談センターは市役所から紹介された。<事業者>

⇒当センターでは個別の製品の詳細情報は持ち合わせておりません。購入された製品については、メーカーにお問い合わせをされてはいかがでしょうか。

- ◆ <ペット用シャンプーの表示について> ペット用シャンプーを製造販売することを企画している。表示についてアドバイスをしてもらえるか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。<事業者>

⇒当センターは特定の企業・製品に関連したコンサルティング業務は行っておりません。参考情報として、動物用シャンプー等は含まれる成分やその用途によって、動物用医薬品等とみなされ、医薬品医療機器等法の規制の対象となるものがあります。農林水産省のウェブサイトの「動物用医薬品等に該当するか否かの考え方」

(https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/y_import/)がありますので、参考にされてはいかがでしょうか。



子どもの事故に注意

当センターに寄せられる相談の中には、小さなお子様を持つ保護者の方からの相談があります。相談の内容は、様々な製品の安全性についてのものが多いのですが、中には誤飲・誤食に関連した相談もあります。育児経験のある方ならよくわかると思いますが、ハイハイをしまして、やがて歩き出し、活動領域が広がってきた丁度その時期と、手当たり次第に何でも口に入れる時期が重なり、保護者にとっては“目が離せない”状況になります。「子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック」が消費者庁から公開されています。¹⁾ 子どもの事故について注意点をまとめました。



消費者庁の消費生活意識調査²⁾によると乳幼児の育児経験がある2,201名のうち、約4割が転落や転倒の事故を経験しています(転落:43.8%、転倒:43.5%)。「転落」はイス、ベッド、階段、窓等からの転落事故で、「転倒」は段差、自転車などの乗り物等による転倒事故です。

また、乳幼児の事故で医療機関への通院をした事故の割合に注目すると、多い順番は下記の表となります。

(n=2,201)

乳幼児の育児中の事故の経験	事故にあった経験があり、 医療機関を受診した割合 (%)	事故にあった経験があるが、 医療機関は受診していない (%)
転落	12.8	31.0
転倒	13.4	30.1
やけど	11.1	13.9
誤飲	6.7	7.0
刃物によるケガ	4.0	14.3
窒息	1.2	4.9
おぼれ	1.1	8.4

「やけど」は熱湯や暖房器具、アイロン等によるもので、「誤飲」は磁石、吸水樹脂ボール、ボタン電池、たばこ、薬、お酒、洗剤等を誤飲した事故です。

当センターへの問い合わせ内容については、「ちょっと目を離したすきに、口に入れてしまった」、「かじったみたいなんだけど大丈夫かしら？」など口にした化学製品は様々ですが、どの程度口に入れたかまではよく分からないことが多く、お子様の様子に異常が無くても、安全性が心配になって念のため問い合わせるケースもあります。誤飲・誤食事故は思わぬ時に起こるもの、慌てないために応急処置や緊急時の連絡先等の情報を頭に入れておくことが大切です。

誤飲・誤食したものや量によって手当てが異なります。応急手当の情報については、製品の表示、製品のメーカーの消費者相談室、日本中毒情報センターの「中毒110番」等で得ることができます。

吐かせるべきかどうか、何か飲ませたほうがいいのか困ったときは、専門機関に問い合わせましょう。

○日本中毒情報センターの「中毒 110 番」

中毒事故が起こったら（家庭でできること、やってはいけないこと）³⁾

1. 原因物質の確認

まず、何を飲んだのか、何を吸ったのか、中毒の原因物質を確認します。医療機関を受診する場合や中毒 110 番に相談する際にも必要な情報です。特に、中毒事故の場面を見ていなかった場合、散らかっている空き瓶や空き箱など周囲の状況から原因物質を特定しなければならないこともあります。残っている量から飲んだ量を推定することも重要なポイントです。

2. 応急手当

意識があり、呼吸も脈拍も異常がない場合に行います。

意識がない、けいれんを起こしているなど、重篤な症状がある場合は、直ちに救急車を呼びます。

1) 食べた場合・飲んだ場合

食べたり、飲んだりした物によって手当てが異なるので、中毒 110 番にご相談ください。

- ① あわてずに、口の中に残っているものがあれば取り除き、口をすすいで、うがいをします。

（難しい場合は濡れガーゼでふき取ります）。

- ② 家庭で吐かせることは勧められていません。吐物が気管に入ってしまうことがあります。特に吐かせることで症状が悪化する危険性のあるもの場合は絶対に吐かせてはいけません。

※絶対に吐かせてはいけないものの例

石油製品（灯油、マニキュア、除光液、液体の殺虫剤など）

容器に「酸性」または「アルカリ性」と書かれている製品

（漂白剤、トイレ用洗浄剤、換気扇用洗浄剤など）

防虫剤の樟脳（しょうのう）、なめくじ駆除剤など

- ③ 刺激性があったり、炎症を起こしたりする危険性があるもの場合は、牛乳または水を飲ませます。誤飲したものを薄めて、粘膜への刺激をやわらげます。飲ませる量が多いと吐いてしまうので、無理なく飲める量にとどめます。（多くても小児では 120mL、成人では 240mL を超えない）。

※牛乳または水を飲ませたほうがよいものの例

容器に「酸性」または「アルカリ性」と書かれている製品

（漂白剤、トイレ用洗浄剤、換気扇用洗浄剤など）、

界面活性剤を含んでいる製品（洗濯用洗剤、台所用洗剤、シャンプー、石けんなど）

石灰乾燥剤、除湿剤など。

- ④ その他のもの場合は、飲ませることで症状を悪化させる恐れがあるものもありますので、何も飲ませないようにします。

※飲ませることで症状を悪化させる恐れがあるものの例

石油製品（灯油、マニキュア、除光液、液体の殺虫剤など）

たばこ・たばこの吸殻、防虫剤(パラジクロロベンゼン、ナフタレン、樟脳)

2) 吸い込んだ場合

きれいな空気の場所に移動する。

3) 眼に入った場合

眼をこすらないように注意して、すぐに流水で10分以上洗う。

眼を洗うことが難しい場合や、コンタクトレンズが外れない場合は無理をせず、すぐに受診する。

4) 皮膚についての場合

すぐに大量の流水で洗う。付着した衣服は脱ぐ。

<参考資料>

1) 子どもを事故から守る!事故防止ハンドブック(2022年3月)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_002/assets/consumer_safety/cms204_220322_01.pdf

2) 令和4年7月の消費生活意識調査結果について

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_research/cms201_220720_01.pdf

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/research_report/survey_003/assets/consumer_research/cms201_220720_02.pdf

3) 『中毒事故が起こったら(家庭でできること、やってはいけないこと)』公益財団法人 日本中毒情報センター

<https://www.j-poison-ic.jp/general-public/response-to-a-poisoning-accident/at-home/>

もしものときは

厚生労働省「子ども医療電話相談事業(#8000)について」

<https://www.mhlw.go.jp/topics/2006/10/tp1010-3.html>

総務省消防庁「全国版救急受診アプリ(愛称「Q助」)」

<https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/appropriate/appropriate003.html>

公益社団法人日本小児科学会「ONLINE QQ こどもの救急」

<http://kodomoo-qq.jp/>

中毒事故の場合は

公益財団法人日本中毒情報センター「中毒110番」

<https://www.j-poison-ic.jp/110service>



コラム

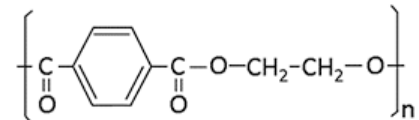
PETボトル ポリエチレンテレフタレート

連日暑い日が続いています。熱中症の予防に水分を補給することが欠かせません。外出先では、自動販売機やコンビニエンスストアで冷たい飲み物を買求める機会も多いのではないのでしょうか。飲み物の容器はペットボトルが大半です。そもそもペットボトル (PET ボトル) の PET とはなんのでしょうか。



プラスチックの種類には様々な種類があり、ポリエチレン (PolyEthylene : PE)、ポリプロピレン (PolyPropylene : PP)、ポリスチレン (Polystyrene : PS) などお聞きになったことがあるかと思います。PET はポリエチレンテレフタレート (PolyEthylene Terephthalate) の頭文字をとって呼ばれています。この PET はその名前の通りエチレンとテレフタレート (テレフタル酸) が繰り返し繋がったポリマーです。

化学的に合成するには、テレフタル酸とエチレングリコールが原料になります。出来上がった樹脂をボトルの形に成型したものが PET ボトルです。一方、ポリエチレンテレフタレートの樹脂を平らにフィルムの形にしたものは、食品などの包装材になり、細く伸ばして繊維の形にしたものは、化学繊維であるポリエステル衣類になります。



○PET 樹脂の特性とリサイクルについて

代表的なプラスチックである PP や PE は、炭素 (原子量 12) と水素 (原子量 1) が構成する元素です。それに対して PET は原料の化学構造から炭素と水素に加えて、酸素 (原子量 16) が含まれています。そのため比重が重くなるので、PP や PE は軽く水に浮きますが、PET は水に沈みます。

この特性を利用して PET ボトルのリサイクルが行われています。PET ボトル飲料のラベルやキャップには PP や PE の別の素材が使われ、特にキャップについては、軟らかい樹脂の PE や PP を使用しています。その理由は、外から異物が入らない、中味がこぼれないようにするためで、飲み口部分と密着させるためです。資源として回収された PET ボトルは、洗浄後に細かく粉砕されます。比重の違いを利用して PET とそれ以外の樹脂に分別してリサイクルが行われています。

特に飲料用などの PET 樹脂は強度や衛生性などから使われる樹脂の純度なども厳しく管理されていますので、資源としてもとても重要です。そのためリサイクルの際にも「資源有効利用促進法」に基づきボトルに右記の刻印や表示がされていて「指定表示製品」として限定もされています。指定表示製品以外の PET ボトルは、プラスチック製容器包装として、市町村のルールにしたがって別途、分別する必要があります。分別をする際には今一度ボトルに表示されているマークの確認が必要です。

指定表示製品のPETボトル

飲料

- 清涼飲料
- 酒類
- 牛乳・乳飲料 等

特定調味料

- しょうゆ
- しょうゆ加工品 (めんつゆ等)
- アルコール発酵調味料
- みりん風調味料
- 食酢・調味酢
- ノンオイルドレッシング

○PETボトルの再利用

回収されたPET樹脂の再利用の分野は大きく拡大しています。これまではいわゆるカスケードリサイクルと言われる他の樹脂が混ざり込むことを前提とした用途に限られていました。シート状にして食品用トレイ、パウチや卵パック、農業用のシート材料などに使用する。成型加工をして日用品のボトル容器、文房具などに成型する。繊維にしてポリエステル素材の衣類などへの利用が多く行われていました。

最近では分別方法が進んだことにより、いわゆる水平リサイクルと言われる飲料ボトルの容器に再度使用されることもあります。

一方で、元の飲料ボトルについてもさらに検討が行われています。ボトルを包むシュリンクフィルムに切れ目を入れてボトルからはがしやすくする、シュリンクフィルムの面積を少なくすることも行われています。飲料ボトルを箱単位で販売する場合は、箱に必要な表示を記載して個々のボトルにはシュリンクフィルムの無い仕様にするなど、分別のしやすさや包装材料を削減する工夫もされています。

<参考資料>

- 1) ペットボトルってなに? PETボトルリサイクル推進協議会

<https://www.petbottle-rec.gr.jp/basic/what.html>

- 2) PET樹脂の特性 PETボトルリサイクル推進協議会

<https://www.petbottle-rec.gr.jp/more/characteristic.html>

- 3) ポリエステル 樹脂プラスチック材料協会

<https://www.jushiplastic.com/polyesters>

化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます)
 - ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください)
 - ・お申し込みはE-mail (PL@jcia-net.or.jp) で。
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください)
- ①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など
④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス

※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話させていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当：菅沢(スガサワ))

アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友不動産六甲ビル7階

TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604

URL : <https://www.nikkakyo.org/plcenter/>

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。